

令和6年9月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茨木市長 福岡 洋一

市町村名 (市町村コード)	茨木市 (27211)
地域名 (地域内農業集落名)	郡・郡山 (郡・郡山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・郡山区域では、北側の農地は比較的整形されており、一筆当たりの面積が大きいものもある。南西の農地は小～中規模で、整形されているものとそうでないものが混在している。また、対象農地外ではあるが、近隣の郡山観光みかん園が広く市民に認知されている。
- ・郡区域では、農地はほぼ一か所に団地化しており、登記地目上は田よりも畠のほうが多い。
- ・実質的に営農している農業者の数が少ないため、一人が営農を辞めると地域農業に大きな影響が出る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・田が多い区域では、水稻を中心に地域農業を維持しつつ、担い手の意向によっては少数多品目の農作物生産を行い、収益性の向上をめざす。
- ・畠が多い区域では、露地野菜の栽培を中心に地域農業を維持していく。
- ・地域の特色のひとつであるみかん栽培を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

営農を継続できる所有者は現状を維持しつつ、意向によっては地域農家や認定新規就農者などへの集約化をめざす。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域計画策定後は、貸借の意向がある農地をみどり公社に貸し付ける。その際は所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ため池補修や獣害対策等、必要な整備の検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市の地域農家制度と連携し、就農希望者の研修や援農希望者を積極的に受け入れることで、地域に愛着を持つてもらい、農業を担う者として定着してもらえるよう取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

効率化が期待できる作業などを抽出し、農作業委託の検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑧必要に応じて農業用施設を整備する。